

議案第13号

多可町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

多可町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町課設置条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町課設置条例（平成 17 年多可町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条建設課の項に次の 1 号を加える。

（4）公共施設の建設に関すること。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

多可町課設置条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(事務分掌)</p> <p>第 2 条 課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>建設課</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第 2 条 課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>建設課</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p><u>(4) 公共施設の建設に関すること。</u></p>